

平成 17 年 10 月 19 日

規則第 142 号の 2

市長の職務を代理する上席の事務職員を定める規則

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 3 項の規定により市長の職務を代理する上席の事務職員は、市政改革室長、デジタル統括室長、総務局長及び都市交通局長並びに大阪市事務分掌条例（昭和 38 年大阪市条例第 31 号）第 1 条に掲げる組織の長の職及び同条に掲げる職にある者とし、その順序は、市政改革室長、デジタル統括室長、総務局長、都市交通局長並びに大阪市事務分掌条例第 1 条に掲げる組織及び職の順序とする。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規則第 89 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。